



2018.1.29

コチ コンサルティング

大寒を前後して、日本も中国も寒波に襲われていますが、中国では春節を迎える季節らしい気候とも言えます。春節直前になり、人事労務関係では2004年から施行されている《企業年金試行便法》が、2月1日施行の《企業年金便法》施行により修正されます。高齢化社会対策として企業年金制度の充実が図られることとなるのでしょうか。本号では、《企業年金便法》と併せて、昨日1月28日の日中外相会談で合意された「日中社会保障協定」についてご報告します。



HR Café

注目Q & A ①労災時の特殊治療費は会社負担ですか？ <http://cochicon.com/137qa-1>  
②旧法規廃止による経済補償金計算の変更は？ <http://cochicon.com/137qa-2>

【セミナーご案内】人材戦略・人材育成のプロフェッショナルカンパニー 株式会社マネジメントサービスセンター共催  
名古屋開催 2月20日（火） 14:30~17:00（14:00開場）

“グローバル最大のマーケット「中国」における人事・人材の課題”

～日系企業の現状とリーダー人材輩出の加速化～

\*ぜひ、ご本社の中国労働市場理解の為、中国人幹部登用施策策定にご活用下さい。

詳細・お申込み <http://cochicon.com/2439.html>

内容 【人事・労務情報】

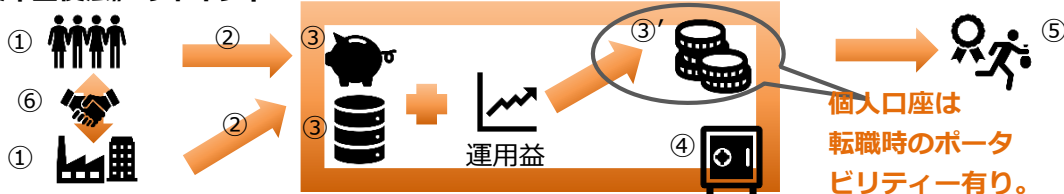
- 企業年金便法（2月1日施行）
- 日中社会保障協定の動向

### 人事・労務情報

#### ■企業年金便法（2月1日施行）

《企業年金試行便法》（2004年施行）の修正手続きが完了し、2月1日より《企業年金便法》が施行され“試行便法”は廃止されます。政府は企業年金の設立を推奨する姿勢を明確にしています。

#### 《企業年金便法》のポイント



- ①有資格者：法定基本養老保険加入済みの企業、従業員。
- ②資金：企業年金は企業と従業員が共同納付し、基金は全額を累積する。運用益も基金に積み立てる。企業納付額は毎年の当該企業従業員賃金総額の8%を超えてはならず、企業納付額と個人納付額の総額は企業従業員賃金総額の12%を超えてはならない。
- ③積立口座：企業年金の個人積立額は企業年金個人口座に繰り入れられる。企業拠出金は企業と従業員の協議によるプランに従い、個人口座、年金基金口座に繰り込む比率を決定することができ、従業員の在職年数に応じて個人口座繰り込み比率を上げ、原則として8年を上限に個人口座に完全に振り込まなければならない（③'）。
- ④受託機構：認可された企業年金運用基金または、企業別企業年金理事会。
- ⑤受給：法定定年退職年齢に達した場合、労働能力鑑定で労働能力完全喪失と認定された場合、本人の企業年金個人口座から月次定額または一時金として受給する、または全額/一部を商業養老保険商品購入にあてることもできる。海外移住人員も本人の要求により一時金として支給することができる。従業員または退職後の受給者が死亡した場合は、企業年金個人口座は継承可能とする。

⑥設立手順：企業年金制度は集団契約で確定され、従業員代表大会または従業員大会に提出されなくてはならない。

⑦設立・運用プラン申請：県級以上の人力資源社会保障行政部門

**NAVI** 企業年金制度は2004年に試行便法が施行されましたが、税制優遇措置が無いこと、金融商品選択・運用権が個人に付与されないこと、管理機構が中国系金融機関に限定されていること等から普及が進みませんでした。2015年末時点で加入者は2,316万人（法定養老年金加入者3.4億人の6.8%）にとどまっています。本格的な高齢化社会を迎え、公的社会保険を補完する措置として、政策が明確に運用を指示する姿勢を示していますが、年金基金の運用、税収、財務管理は「国家规定に従う」とされており明確な変更は確認できない状況です。従業員の企業への加入圧力が増大するのではないかと懸念されます。また、企業年金の設立、運用に当たっては、集団契約の締結、従業員代表大会の設置などが不可欠です。今期の政策方針で協調されている民主プロセスの充実は避けて通れない状況と言えます。

### ■日中社会保障協定

1月28日（日）の日中外相会談で、これまで8回の実務会議で大筋合意されていた日中社会保障協定が正式合意されました。正式な発効日は未確定です。

二国間社会保障協定：自国の社会保障制度に加入している場合、協定相手国に駐在派遣され就労する際、取り決めに従い相手国での社会保障への二重加入を免除される協定。

【日中社会保障協定の現在までの公開情報】 \* 詳細未公表

発効日：2018年内予定

対象保険：養老保険

免除期間：中国派遣5年間以内。5年を超える場合は中国の養老保険へ加入。

**NAVI** 下記は上海市、蘇州市の養老保険納付額です。社内保険納付率：<http://cochicon.com/1751.html>

地域	基数上限(元)	企業負担	個人負担	納付率計	納付額上限(元/月)
上海市	19,512	20%	8%	28%	5,463.4
蘇州市	19,613	19%	8%	27%	5,295.5

上海市は外国人の上海市社会保険への強制加入は実施されていませんが、本協定施行により、上海市でも外国人の社会保険加入が強化されるかどうかは不明です。

### 【中国との締結済み二国間社会保障協定概要】

国家	ドイツ	韓国	デンマーク	フィンランド	カナダ	スイス	オランダ
締結日	2001/7/12	2012/10/29	2013/12/9	2014/9/22	2015/4/2	2015/9/30	2016/9/12
発効日	2002/4/4	2013/1/16	2014/5/14	2017/2/1	2017/1/1	2017/6/19	2017/9/1
対象保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険 2.失業保険
免除期間	1～4類： 初回60日。状況により96日延長可能。 第5類： 雇用主、労働者の申請により無期限。	・初回60日。 ・申請により60日延長。	・派遣者は初回5年間。 ・5年を超える場合は申請により最大60日まで免除期間延長。	・派遣者は初回5年。 ・5年を超える場合は両国関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は初回72か月（6年間）。 ・72か月を超える場合は両国関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は初回最長6年。 ・6年を超える場合は、両国の関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は初回最長5年。 ・5年を超える場合は、両国の関連機関の協議により延長可能。

国家	スペイン	フランス	ルクセンブルグ
締結日	2017/5/19	2016/10/31	2017/11/27
発効日	3月予定	未定	未定
対象保険	1.養老保険 2.失業保険	関連社保	1.養老保険

**NAVI** 現在までの情報では、明示されていませんが、他国の締結状況から判断すると、派遣初回の5年間が免除対象と考えられます。また、本協定により、中国人社員の日本駐在時の社会保険加入制度も変更することになります。